

令和元年10月1日から

幼稚園、保育所、認定こども園などに在籍していない
子どもたちのうち、施設等利用給付認定を受けた場合に限り、
一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター(※)

の利用料が**無償化**されます。

※ 無償化の対象は「預かり」になります。

一時預かり(※)、病児保育、ファミリー・サポート・センターの無償化について

※ 一時預かりとは非在園児に対するものであり、幼稚園在園児が在籍する幼稚園で提供される預かり保育とは異なる。

【無償化の対象者＝以下の条件をすべて満たす場合】

- 幼稚園、保育所、認定こども園などに在籍していない。

(注1) 園で実施されている預かり保育が8時間未満または200日未満の幼稚園または認定こども園に在籍している場合を除く。

- 保育の必要性がある。(保育所に入所する場合と同様の基準)

- 0～2歳児は非課税世帯である。

【手続き】

- **利用前に**、申請書及び保育の必要性が確認できる書類（就労証明書等）を光市子ども家庭課に提出してください。

(注2) 里帰り出産等により光市外居住者が利用する場合は居住自治体での手続きとなります。

- 上記条件等が確認できた場合、**施設等利用給付認定**をします。

(注3) 認定には一定の時間を要します。

- 支払った利用料の**領収書等**を受け取り、**保管**してください。

- **請求書及び領収書等**を子ども家庭課に提出してください。

- 審査後、**請求書に記載された口座に入金**します。

【留意点】

- 施設等利用給付認定有効期間の利用のみ無償化の対象です。
- 認定後に保育所等に在籍した場合、一時預かり等は無償化対象外となります。

お問い合わせ先：光市こども政策課

TEL：0833-74-3005

MAIL:kodomoseisaku@city.hikari.lg.jp